

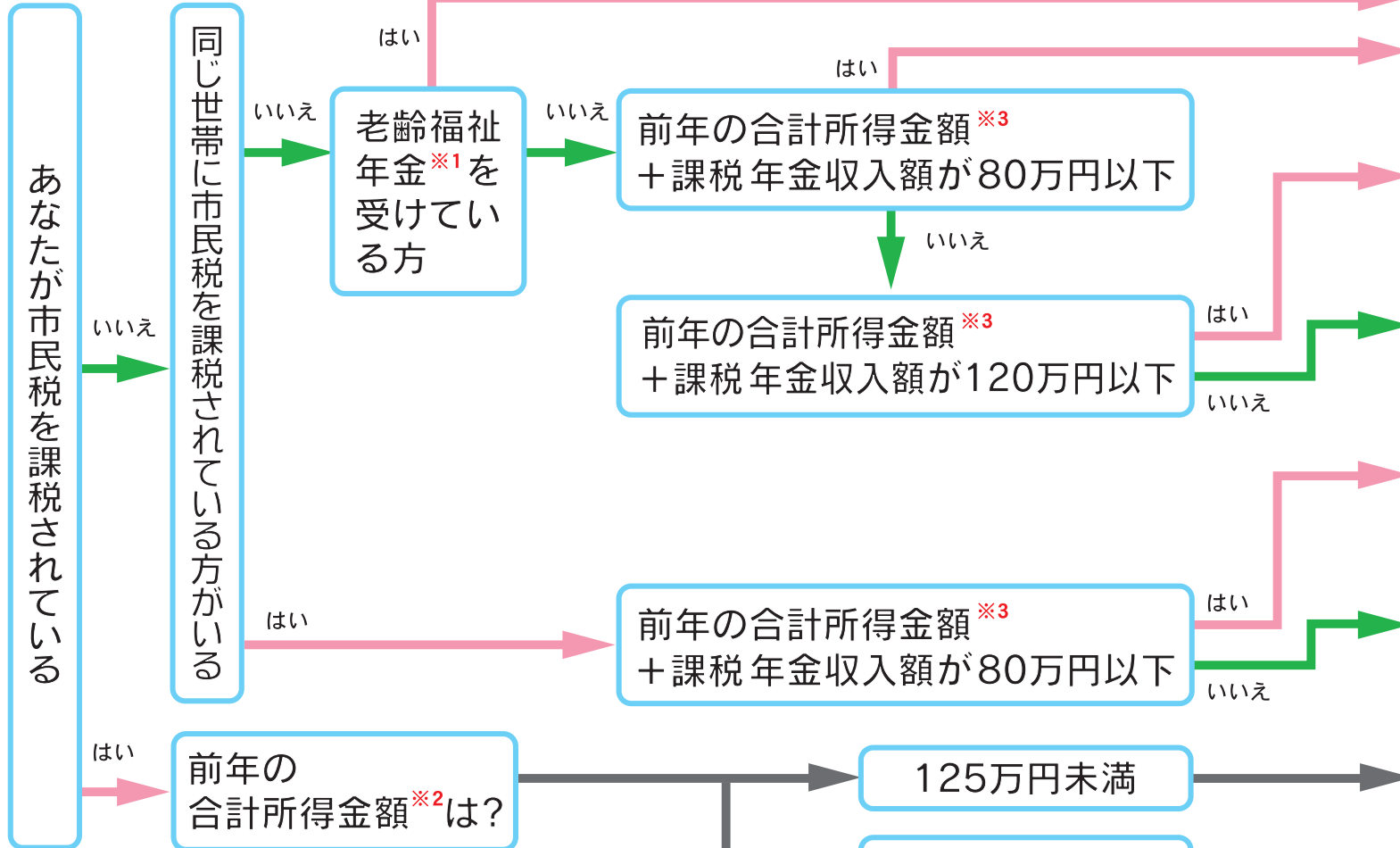
65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

あなたの保険料を確認しましょう



はい → いいえ →

生活保護を受けている方



- ※1 老齢福祉年金とは？
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
- ※2 合計所得金額とは？
収入から介護保険法施行令に規定する給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物の譲渡所得(特別控除後)、確定申告又は市民税申告をした株式譲渡所得も含まれます。なお、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。
- ※3 本人が市民税非課税の場合の合計所得金額とは？
※2の合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得を除いたものになります。
- ※4 月額換算とは？
年間保険料額を12で割った額です。納期毎に納めていただく金額とは納期数等により異なります。また、円未満の端数を切り捨てて表示しています。

「基準額(71,880円)」を基にみなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	対象者	保険料率	令和3年度～年額(月額換算)※4
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	21,560円 (1,796円)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.42	30,190円 (2,515円)
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	50,320円 (4,193円)
第4段階	●本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	64,700円 (5,391円)
第5段階	●本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	【基準額】	71,880円 (5,990円)
第6段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.2	86,260円 (7,188円)
第7段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	93,450円 (7,787円)
第8段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	基準額×1.5	107,820円 (8,985円)
第9段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が290万円以上360万円未満の方	基準額×1.6	115,010円 (9,584円)
第10段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が360万円以上の方	基準額×1.8	129,390円 (10,782円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。 ※課税年金収入には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含まれません。
 ※世帯は4月1日時点の状況で判断します。
 ※第1～3段階は消費税率上げに伴う公費軽減実施後の料率と金額を記載しています。